

## 議案第31号 小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

### 《改正の趣旨》

令和5年人事院勧告に準じ、在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設するもの。また、令和6年度から、任期が6箇月以上の会計年度任用企業職員について勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うもの。

小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年小松島市条例第31号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当_____、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(会計年度任用企業職員の給与)</p> <p>第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p><u>(在宅勤務等手当)</u></p> <p><u>第6条の3 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして市長が定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他市長が定める時間を除く。)の全部を勤務することを、市長が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。</u></p> <p>(会計年度任用企業職員の給与)</p> <p>第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職</p>	<p>追加</p> <p>追加</p>

<p>員として任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料，地域手当，通勤手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当及び<u>期末手当</u></p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料，地域手当，通勤手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，<u>期末手当</u>及び退職手当</p> <p>2 (略)</p>	<p>員として任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料，地域手当，通勤手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，<u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料，地域手当，通勤手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，<u>期末手当，勤勉手当</u>及び退職手当</p> <p>2 (略)</p>	<p>改正</p> <p>追加</p>
---	---	---------------------